

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 4 月 2 5 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和6年2月7日から令和6年3月7日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただき、うち6件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【電子申請の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく少量新規化学物質の確認申請をe-Govから電子申請を行う際は電子証明書が必要となっているが、当該電子証明書は取得や維持に費用や手間がかかっている。今般の少量新規化学物質の確認申請も電子証明書の取得を前提にする予定か。</li><li>・現在、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の4に基づく届出において、e-Govから電子申請を行う場合は申請書への「電子署名」が必須となっている。原則電子化を進めるにあたっては、電子署名必須の方法ではない方法を検討いただきたい。また、電子申請するにあたっての手順書、届出用に新たにソフト等を使うのであればそれらの手順書、問合せ先等を整備したうえで実行していただきたい。</li><li>・安衛則第34条の4に基づく届出は、有害性の調査を委託した試験機関に試験実</li></ul>	<p>安衛法に基づく少量新規化学物質の確認申請の電子申請に際しては、電子証明書は不要となっています。</p> <p>また、今回の改正に伴う安衛法に基づく新規化学物質の届出の電子申請に際しては、電子証明書の提出を求める予定はありません。改正後の届出等の手続の詳細については追って通達でお示しする予定ですが、届出等事業者が電子申請等を行う際の負担が生じないような形を検討しています。</p>

	<p>施から提出資料まで委託していることがほとんどであるため、試験機関から代行で届出をできるように電子申請の仕組みを構築していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安衛則第 34 条の 10 に基づく確認申請は従来のもので構わないが、今後も簡便に申請書が作成できるような方式にしていきたい。</li> </ul>	
2	<p>【電子申請の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安衛則第 34 条の 4 に基づく届出に関して、現行の様式第 4 号の 3 が何らか電子申請の様式になるのか、現在の様式や有害性調査の結果等の電子ファイルを添付し申請するのか、どのような形式になるのかをお示しいただきたい。</li> <li>・新規化学物質の有害性試験結果報告書は、原本提出が不要となり、電子データでの提出が可能となるのか。</li> </ul>	<p>安衛則第 34 条の 4 に基づく届出において、現行の様式第 4 号の 3 については、電子申請の様式にすることを検討していますが、その他、有害性調査の結果等については電子ファイルを添付する形式で検討しており、追って通達でお示しする予定です。</p>
3	<p>【届出等の電子化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規化学物質届出の原則電子化について、著しく困難な場合にのみ書面での届出を認めるというのは適切な方法ではない。インターネット網による届出を主として、書面での届け出も可とする様に変更すべきではないか。</li> </ul>	<p>安衛法に基づく新規化学物質の届出等の原則電子化については、近年のDX化の推進を踏まえて、電子申請を原則とする仕組みへ見直すものです。「著しく困難な場合」の詳細については、ハッキングなどでシステムがダウンした場合や、何らかのトラブルでネットワークが機能しない場合などを想定しており、施行通達において示す予定です。</p>
4	<p>【名称公表方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネットの利用その他の適切な方法」により行うとしているが、新規物質名称の公表は、法律に基づいて行われるものであるから、告示という法的拘束力の範囲に入る通知形態を維持すべき。</li> <li>・名称公示を官報以外で行うことについて最新情報をリストなどで利用可能な形式で出るのは非常にありがたいが、官報の発行に関する法律の規定（特に第 4 条第 1 項第 1 号）と矛盾しないか。</li> </ul>	<p>安衛法に基づく新規化学物質の名称の公表は、国民の権利義務に影響する法的効果を生じさせない告示として、国民に広く公示するという趣旨で行っているものであり、官報でなければならないという法的な必然性はありません。また、官報は、化学物質の名称の検索性に劣るため、従来から、新規化学物質の名称の検索等の実務においては、官報ではなく、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」が活用されていると承知しています。これらを踏まえ、インターネ</p>

		ットによる公表は、官報による公表と同等以上の方法であると考えています。
5	【名称公表方法について】 ・官報による名称の公示は今後なくなるという解釈でよいか。	ご認識の通りです。

○ 本省令案とは直接関係の無い御意見

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量新規化学物質の確認申請の電子申請に用いる excel 様式に関する御意見。</li> <li>・特許の公開に合わせた名称公表の可否に関するご質問。</li> <li>・書類の確認に要する期間の短縮を求める御意見。</li> <li>・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の運用との連携に関する御意見。</li> <li>・公表名称の真正性に関する御意見。</li> </ul>	いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。
---	---	-----------------------------------